

# お知らせ

## しょうがいのある方の福祉サービスが変わります

平成18年4月から施行されている障害者自立支援法により、しょうがいの種別（身体・知的・精神）にかかわらず、必要とするサービスが受給できるようにサービスの仕組みが一元化され、サービスの利用量と所得に応じた公平な負担となるよう、利用者負担額が改定されました。

### 10月からは新体系で、本格的にスタート

自立支援のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されます。自立支援給付は、介護給付（居宅介護等）や訓練等給付（自立訓練等）、自立支援医療、補装具費の支給などで、地域生活支援事業は、それ以外のサービスでしょうがいのある方の地域生活をサポートします。

### 障害者自立支援法の施行による変更点 （ホームヘルプサービスと施設入所サービス）

しょうがいのある人に対するホームヘルプサービスや施設入所サービスの手続きや費用負担は次のように変更になっています。

#### 費用負担について

平成18年4月より、各サービスの費用負担は、原則、事業費の1割負担となっています。

また、施設の食費・光熱水費は原則、実費負担となっています。

世帯の所得状況や預貯金の額などに応じて各種減免措置が講じられます。

#### 手続きについて

各種サービスを受給するには、障害程度区分の認定を受けることが必要です。

ご利用の場合は、必ず、福祉課しょうがい福祉係までご連絡ください。

#### 障害程度区分の認定

障害程度区分の認定は、全国共通の項目について聴き取り調査を行った結果と医師の意見書をもとに審査会で判定されます。市では、この審査会を湖北の各市町と共同で設置しています。（名称：湖北地域しょうがい者自立支援審査会）

これまでのサービス	新サービス
ホームヘルプサービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護など
デイサービス	生活介護など
短期入所サービス	短期入所サービス
グループホーム	グループホーム、ケアホームなど
施設入所サービス	5年間の経過措置の間に新体系の施設へ移行

お問い合わせは、市福祉課しょうがい福祉係（☎6518）へ。

### サービスが始まる時期と利用者の負担 （主なもの）

サービスの内容により施行時期や利用者負担は次のようになっています。

サービス内容	施行時期	利用者負担
居宅サービス（ホームヘルプなど）	平成18年10月から新しい仕組みに	平成18年4月から原則1割負担
施設サービス（施設入所など）	平成23年度までの経過措置の間に施設ごとに順次新しい体系に	平成18年4月から原則1割負担および食費と光熱水費の実費負担
自立支援医療（更正医療、精神通院医療、育成医療）	平成18年4月から新しい仕組みに	平成18年4月から原則1割負担
補装具費の支給（購入費等の支給）	平成18年10月から補装具費の支給制度	平成18年10月から原則1割負担
日常生活用具の給付、移動支援ほか	平成18年10月から新しい仕組みに（地域生活支援事業）	各事業により負担方法が異なる

各種サービスにおいて、低所得者などに対する負担軽減措置や負担上限などがあります。

### 補装具・日常生活用具の品目が再編され、利用者負担額が変わりますのでご注意ください！

種類	品目	費用
補装具	義肢、車いす、装具杖、補聴器、重度障害者用意思伝達装置など	平成18年10月から原則1割負担
日常生活用具	特殊ベッド、点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助杖、収尿器、ストマ用装具など	

品目の見直しにより、追加・廃止が行われました。

# お知らせ

高齢者のみなさんへ

## インフルエンザ予防接種を実施します 10月15日～12月31日

インフルエンザは、普通の風邪と比べ、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が強いのが特徴です。そのため、市では高齢者のみなさんを対象にインフルエンザの予防接種を実施します。

【実施期間】平成18年10月15日（日）～12月31日（日）

年末や土日祝日は医療機関がお休みされる場合がありますので事前にご確認ください。

【接種場所】市内各医療機関 右表のとおり  
その他、米原市、東浅井郡、伊香郡各町の医療機関でも接種できます。

【対象】市内在住で接種日において65歳以上の人  
60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器のしょうがいで身体障害者手帳1級をお持ちの人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能にしょうがいがある人

【費用】個人負担 1,000円  
生活保護世帯の人は、申請により事前に無料券を交付します。

【手続き】予約制ですので、事前に医療機関へお申し込みください。

【持ち物】健康保険証、負担金  
必要な人は身体障害者手帳、めがね

市内の高齢者インフルエンザ予防接種医療機関（五十音順）

医療機関	所在地	電話
浅井診療所	当目町	74-1209
あざいリハビリテーションクリニック	野瀬町	76-8111
岡崎医院	東上坂町	65-0019
おくだ医院	平方町	65-5775
おしたにクリニック	内保町	74-2011
垣見医院	宮司町	63-3521
寛医院	大東町	62-7330
北嶋医院	神照町	63-5901
くもん医院	勝町	68-1116
クリニック・ムライ	八幡中山町	65-2125
小林クリニック	国友町	65-6060
近藤クリニック	元浜町	64-2110
澤医院	加納町	63-0234
嶋田ファミリークリニック	内保町	74-8110
下坂クリニック	下坂中町	62-0079
市立長浜病院	大成亥町	68-2300
つつみクリニック	神照町	63-0223
堤内科医院	宮前町	62-0039
中川医院	曾根町	72-8077
中西医院	高田町	63-1812
長浜赤十字病院	宮前町	63-2111
西川医院	元浜町	62-4412
橋場レディースクリニック	南高田町	63-5555
橋本医院	川道町	72-3668
はなの木下坂クリニック	弥高町	68-2710
華房クリニック	南呉服町	62-1547
東川クリニック	弓削町	72-8633
東野医院	加田町	65-3380
びわこ学園長浜診療所	朝日町	63-6150
びわ診療所	益田町	72-3010
布施クリニック	列見町	65-3811
メディカルアート澤田医院	大宮町	62-0875
森上内科循環器科クリニック	七条町	64-4846
弓削内科医院	平方町	63-9261

お問い合わせは、市健康推進課（☎65779）へ。

## 幼児インフルエンザ予防接種補助金交付事業

今年度から子育て支援の充実のために、幼児のインフルエンザ予防接種について補助金を交付します

【対象者】市内に住み、次の(1)～(3)のすべてに該当する幼児の保護者であって、児童手当等を受給している人  
(1)満1歳から小学校就学までの幼児  
(2)児童手当支給対象となっている幼児  
(3)同年度中にインフルエンザ予防接種を2回受けた幼児

【補助金の額】1,000円  
【申請期間】平成18年10月15日～平成19年3月31日  
【申請受付日時】月～金曜日の8:30～17:15（祝日・年末年始は休み）

【申請方法】接種前に、健康推進課（長浜市保健センター、浅井健康管理センター、びわ保健センター）で申請に必要な書類をもらってください。  
注：接種後、申請の際には、児童手当等の受給を証明できる書類の原本またはコピー（長浜市児童手当を受給されている方は10月、2月に郵送される口座振替通知書等）が必要です。

お問い合わせは、市保健センター（☎65779）、浅井健康管理センター（☎742446）、びわ保健センター（☎74602）へ。